

やすがわ下流だより

〒520-2423 滋賀県野洲市西河原2丁目2366番地2
☎ 077-589-8222 FAX 589-8223 E-mail:y-karyu@yasukaryu.com

2025 第35号

令和7年7月1日発行
編集発行

野洲川下流土地改良区

組合員数 4,164名
受益面積 2,838ha
(令和7年3月31日現在)

ホームページ <http://yasukaryu.com>



令和6年度から送水管の更新事業を滋賀県発注(県営工事)の事業により進めております。
写真は野洲市堤から吉川方面へ伸びる本管の中に新しい管を挿入している写真です。
当土地改良区の役員も現地にて部材や工法を確認し、施工業者から説明を受けました。
今後も少しずつではありますが本管の更新事業を進めてまいりますので組合員の皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

【目 次】

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| ● 第56回通常総代会の開催 …… P2～3 | ● 令和7年度一般会計収支予算の概要 …… P9 |
| ● 令和5年度一般会計、特別会計決算の状況について …… P4～6 | ● 令和7年度組合費の賦課基準と納期について …… P10 |
| ● 令和5年度事業完了について …… P7 | ● 准組合員制度の導入について …… P11 |
| ● 令和7年度事業計画について …… P8 | ● お知らせ …… P12～13 |

第56回 通常総代会について

令和7年3月7日(金)午後2時から当土地改良区事務所に於いて、通常総代会(議長 大崎次郎 総代 野洲市小比江)が開催(出席率90.7%)され、次の議案が審議され原案通り可決されました。

総代76名(当日出席者45名・書面による出席者24名 計69名出席)

【総代会提出議案】

- | | |
|-------|--|
| 議第1号 | 令和6年度 事業変更計画の承認について |
| 議第2号 | 野洲川下流土地改良区財産処分の承認について |
| 議第3号 | 令和6年度 一般会計収支第3回補正予算の理事会専決処分の承認について |
| 議第4号 | 令和6年度 特別会計基幹施設維持管理費積立金収支第3回補正予算の理事会専決処分の承認について |
| 議第5号 | 令和6年度 一般会計収支第4回補正予算の議決について |
| 議第6号 | 令和6年度 特別会計農地転用決済金収支第1回補正予算の議決について |
| 議第7号 | 令和6年度 特別会計基幹施設維持管理費積立金収支第4回補正予算の議決について |
| 議第8号 | 令和6年度 組合費賦課徴収の承認について |
| 議第9号 | 令和7年度 事業計画の議決について |
| 議第10号 | 令和7年度 一般会計収支予算の議決について |
| 議第11号 | 令和7年度 特別会計職員退職給与基金積立金収支予算の議決について |
| 議第12号 | 令和7年度 特別会計農地転用決済金収支予算の議決について |
| 議第13号 | 令和7年度 特別会計基幹施設維持管理費積立金収支予算の議決について |
| 議第14号 | 令和7年度 特別会計基本財産積立金収支予算の議決について |
| 議第15号 | 令和7年度 特別会計は場整備維持管理費積立金収支予算の議決について |
| 議第16号 | 令和7年度 組合費賦課徴収の議決について |
| 議第17号 | 令和7年度 特別会計農地転用決済金の一時借入の議決について |
| 議第18号 | 令和7年度 歳計現金預入先の議決について |
| 議第19号 | 役員の補欠選任について |



事務所2階 会議室にて



議長 大崎 次郎 総代

第56回 通常総代会 理事長挨拶



野洲川下流土地改良区

理事長 安田 健一

本日は第56回通常総代会ということで、年度末それぞれご予定のある中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、併せまして公務大変ご多用の中、滋賀県大津・南部農業農村振興事業所茶野所長様はじめ関係職員の皆様方、ご臨席を賜りました事を改めてお礼申し上げます、ありがとうございます。

さて、管内の農業水利施設の多くは造成されてから40年を経過し、経年劣化の進行に伴う突発的な漏水事故が発生し、ご迷惑をおかけしております。このような事故のリスクが高まっている基幹施設については順次、計画的に更新整備を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

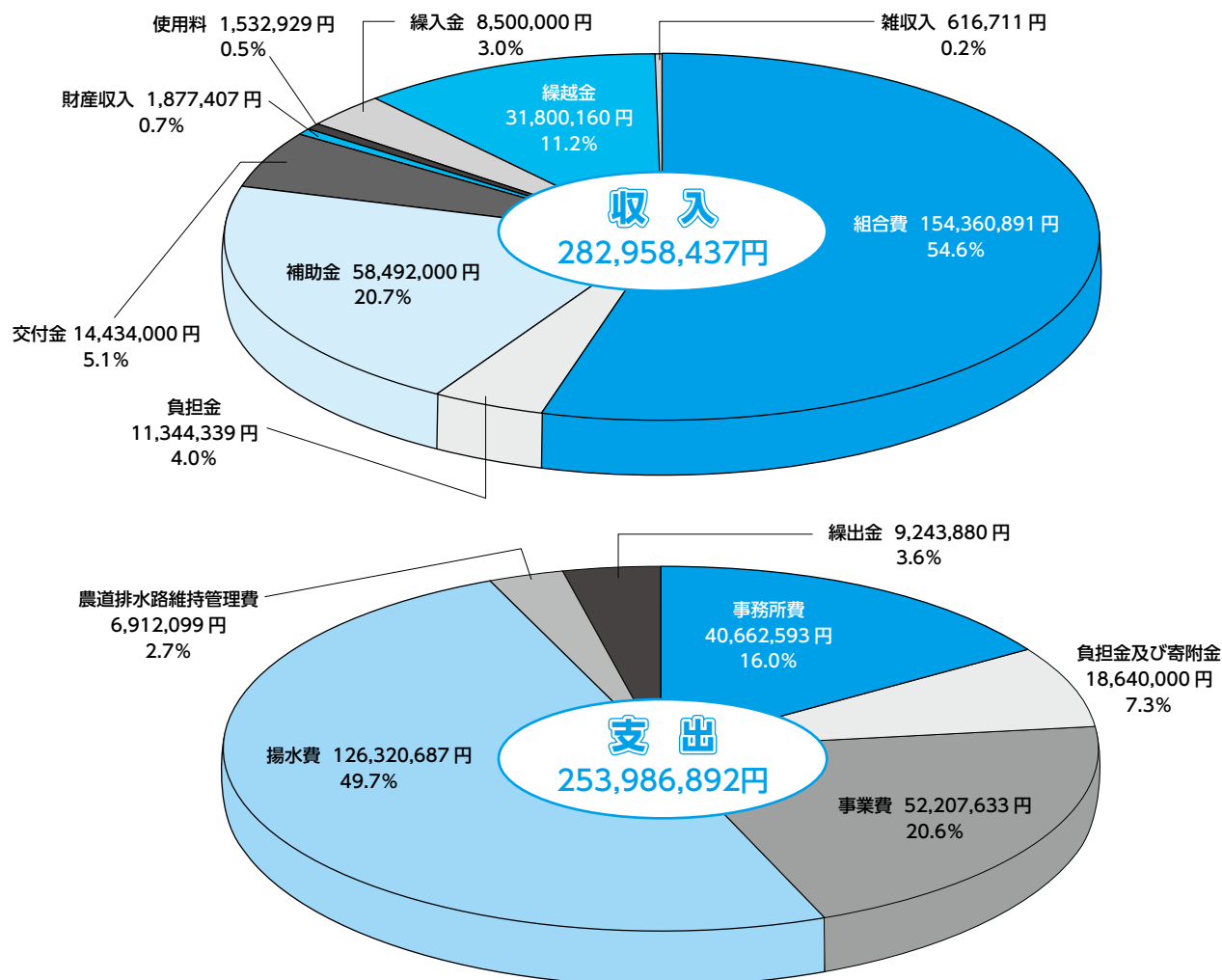
また、野洲川揚水機場の特別高圧の受電につきましては、今月11日を予定しており、その後各地区の用水管理運営委員さんにご協力をいただき、各機器やパイプラインの点検等をしてしながら、全地区へ試験送水を行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。そうしたことで、本日の総代会は令和6年度事業計画変更並びに補正予算、令和7年度事業計画予算、そして役員の補欠選任等の議案がございます。十分ご審議を賜わり、ご決定いただきますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日は大変お忙しいところご参集いただきまして誠にありがとうございます。よろしくお願い致します。



令和5年度 一般会計収支決算の状況

収入合計 282,958,437円

支出合計 253,986,892円

差引残金 28,971,545円を翌年度へ繰越いたしました。


令和5年度 特別会計収支決算の状況

会計名	収入	支出	差引残高	令和4年度残高	増減
1. 職員退職給与基金積立金	38,508,001円	0円	38,508,001円	36,507,941円	2,000,060円
2. 農地転用決済金	391,269,335円	8,500,000円	382,769,335円	389,498,994円	-6,729,659円
3. 基幹施設維持管理費積立金	501,617,328円	0円	501,617,328円	497,909,238円	3,708,090円
4. 基本財産積立金	46,708,163円	0円	46,708,163円	46,688,887円	19,276円
5. ほ場整備維持管理費積立金	35,240,991円	0円	35,240,991円	32,237,346円	3,003,645円

令和6年度の決算状況は、8月の決算監査、9月の理事会、翌年3月の通常総代会での承認後の公表となりますので、次号(令和8年7月発行)の広報に掲載する予定です。

令和5年度貸借対照表（令和6年3月31日現在）

(単位：円)

科 目	一般会計	特別会計合計	内部取引消去	合計
I 資産の部				
1 流動資産	99,335,770	977,843,818	0	1,077,179,588
2 固定資産				
(1) 有形固定資産	112,387,959	0	0	112,387,959
(2) 無形固定資産	15,973,066	25,000,000	0	40,973,066
(3) その他固定資産	4,787,010	1,527,180	0	6,314,190
固定資産合計	133,148,035	26,527,180	0	159,675,215
資産合計	232,483,805	1,006,370,998	0	1,238,854,803
II 負債の部				
1 流動負債	71,053,032	0	0	71,053,032
2 固定負債	7,146,000	37,737,625	0	44,883,625
負債合計	78,199,032	37,737,625	0	115,936,657
III 正味財産の部				
1 指定正味財産	0	0	0	0
2 一般正味財産	154,284,773	968,633,373	0	1,122,918,146
正味財産合計	154,284,773	968,633,373	0	1,122,918,146
負債及び正味財産合計	232,483,805	1,006,370,998	0	1,238,854,803

令和5年度正味財産増減計算書（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

(単位：円)

科 目	一般会計	特別会計合計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収入				
土地改良事業収入	166,177,600	0	0	166,177,600
転用決済金収入	0	1,083,640	0	1,083,640
附帯事業収入	1,532,929	0	0	1,532,929
特定資産利子収入	612	177,147	0	177,759
交付金・補助金等収入	67,629,000	0	0	67,629,000
雑 収 入	159,159	5,525	0	164,684
他会計からの繰入金	8,500,000	8,600,000	0	17,100,000
経常収入計	243,999,300	9,866,312		253,865,612
(2) 経常支出				
土地改良事業費	180,884,638	0	0	180,884,638
一般管理費	44,248,329	3,511,434	0	47,759,763
土地改良事業負担金等	18,640,000	0	0	18,640,000
他会計繰出金	9,243,880	8,500,000	0	17,743,880
経常支出計	253,016,847	12,011,434	0	265,028,281
当期経常増減額	△ 9,017,547	△ 2,145,122	0	△ 11,162,669
2 経常外増減の部				
土地売却益	1,280,507	0	0	1,280,507
固定資産除却損	2	0	0	2
土地売却損失	1,074,099	0	0	1,074,099
不納欠損	101,500	0	0	101,500
当期経常外増減額	104,906	0	0	104,906
当期一般正味財産増減額	△ 8,912,641	△ 2,145,122	0	△ 11,057,763
一般正味財産期首残高	163,197,414	970,778,495	0	1,133,975,909
一般正味財産期末残高	154,284,773	968,633,373	0	1,122,918,146
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	154,284,773	968,633,373	0	1,122,918,146

令和5年度財産目録（令和6年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	金 額	科 目	金 額
《資産の部》		《負債の部》	
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	981,918,007	未 払 金	38,337,474
未収賦課金等	472,370	賞与引当金	2,715,558
前払金	702,600	他会計借入金	30,000,000
短期未収金	65,234,830	流動負債合計	71,053,032
他会計貸付金	30,000,000	【固定負債】	
棚卸 資産	851,781	適正化事業拠出金未払金	7,146,000
流動資産合計	1,079,179,588	職員退職給付引当金	37,737,625
【固定資産】		固定負債合計	44,883,625
（有形固定資産）		負債合計	115,936,657
建物及び附属設備	103,549,851	《正味財産の部》	1,122,918,146
所有土地改良施設	7,209,981		
機械及び装置	211,712		
車両運搬具	561,042		
工具、器具等	855,373		
有形固定資産合計	112,387,959		
（無形固定資産）			
受託土地改良施設使用収益権	15,973,065		
ソフトウェア	1		
無形固定資産合計	15,973,066		
（その他固定資産）			
基本財産（県債）	25,000,000		
基本財産（出資金）	523,000		
特定資産（適正化拠出金）	4,367,000		
長期未納賦課金等	1,424,190		
その他固定資産計	31,314,190		
固定資産合計	159,675,215		
資産合計	1,238,854,803		

維 持 管 理 事 業

1. ほ場整備事業で造成された土地改良施設

県営野洲川Ⅰ期地区・野洲川Ⅱ期地区

県営中主地区

県営野洲地区

県営南櫻地区

団体営安治地区

団体営中主北部地区

団体営三上南地区

団体営北桜地区

団体営三上北地区

団体営小堤地区

団体営大篠原地区

団体営篠原北部地区

2. かんがい排水事業で造成された土地改良施設

野洲川揚水機場・野洲川第2段揚水機場

高木調整池及び分木工敷地 139 箇所

埋設用水管 33 km（口径φ1,500 mm～φ150 mm）

3. 畑地帯開発整備事業で造成された土地改良施設

県営野洲川地区

揚水機場

8 箇所 他

令和5年度 事業完了

I 県営事業

(単位：千円)

事業名	工事名	事業量	事業費
基幹水利施設保全型(簡易整備型)	守山幹線地区	守山幹線送水路	90,000
農業水利施設保全合理化事業	今浜地区	今浜第2号幹線排水路	170,000

II 団体営事業

① かんがい排水事業

(単位：千円)

事業名	業務・工事名	事業量	事業費
水利施設管理強化事業	多目的経費	二市より補助	32,582
農業水路等長寿命化事業	野洲川揚水機場電動機整備工事	1号電動機オーバーホール	8,245
土地改良施設維持管理適正化事業	守山幹線電動バルブ整備工事	電動バルブ等4ヶ所整備	2,480
土地改良施設維持管理適正化事業	守山幹線送水路空気弁更新工事	空気弁・補修弁2ヶ所更新	1,190
小計			44,497

② ほ場整備事業

(単位：千円)

事業名	工事名	事業量	事業費
農業水路等長寿命化事業	野洲川畑地帯揚水機場整備工事(畑地帯)	川田・新庄揚水機場サンセパ修繕	1,820
土地改良施設維持管理適正化事業	木部幹線排水路整備(その2)工事	排水路整備 L=164m	3,410
土地改良施設維持管理適正化事業	五之里第6-1号支線用水路整備工事	用水路更新 L=48m	2,690
土地改良施設維持管理適正化事業	幸津川支線送水路補修工事	用水管補修	2,000
土地改良施設維持管理適正化事業	北流幸津川揚水機場整備工事(畑地帯)	ろ材更新等	4,650
小計			14,570

③ 市補助事業(野洲市)

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業量	事業費
竹生支線排水路整備工事	1カ所	一式	605
北支線排水路整備工事	6カ所	一式	335
三上支線用水路整備工事	58カ所	一式	514

大規模事業 完了報告

平成30年度から進めておりました今浜第2号幹線排水路の更新工事が令和6年度をもって完了しました。

全長1.4km、総事業費約12億円をかけまして無事に完了しましたこと、関係集落の組合員の皆様には工事中、ご迷惑をおかけし、多大なるご負担をいただきながら無事に完遂できましたこと、ここに感謝申し上げます。



令和7年度 事業計画

I 県営事業

事業名	工事名	事業量
農業水路等長寿命化・防災減災事業	守山幹線地区	守山幹線送水路φ1200mm更新整備
農業水利施設保全型	野洲川下流主幹線地区	主幹線送水路

II 団体営事業

① かんがい排水事業

事業名	業務名	事業量
水利施設管理強化事業	多目的経費等	二市より補助
事業名	工事名	事業量
土地改良施設維持管理適正化事業	野洲川揚水機場電動機整備工事	2・3号電動機整備
農業水路等長寿命化・防災減災事業	野洲幹線送水路調査業務	野洲幹線送水路φ1000mm調査

② ほ場整備事業

事業名	工事名	事業量
土地改良施設維持管理適正化事業	守山地区水管橋更新工事	小浜地先 水管橋更新
ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	南櫻排水路整備工事	浚渫 L=164m

③ 市補助事業

工事名	事業内容
立田排水路整備(その1)工事	排水路補修
立田排水路整備(その2)工事	排水路補修
湖岸左岸揚水機場等整備工事(畑地帯)	機器更新
北流吉川揚水機場等整備工事(畑地帯)	P L C 改造



野洲川揚水機場電動機整備工事 該当箇所



守山地区水管橋更新工事 該当箇所 漏水状況

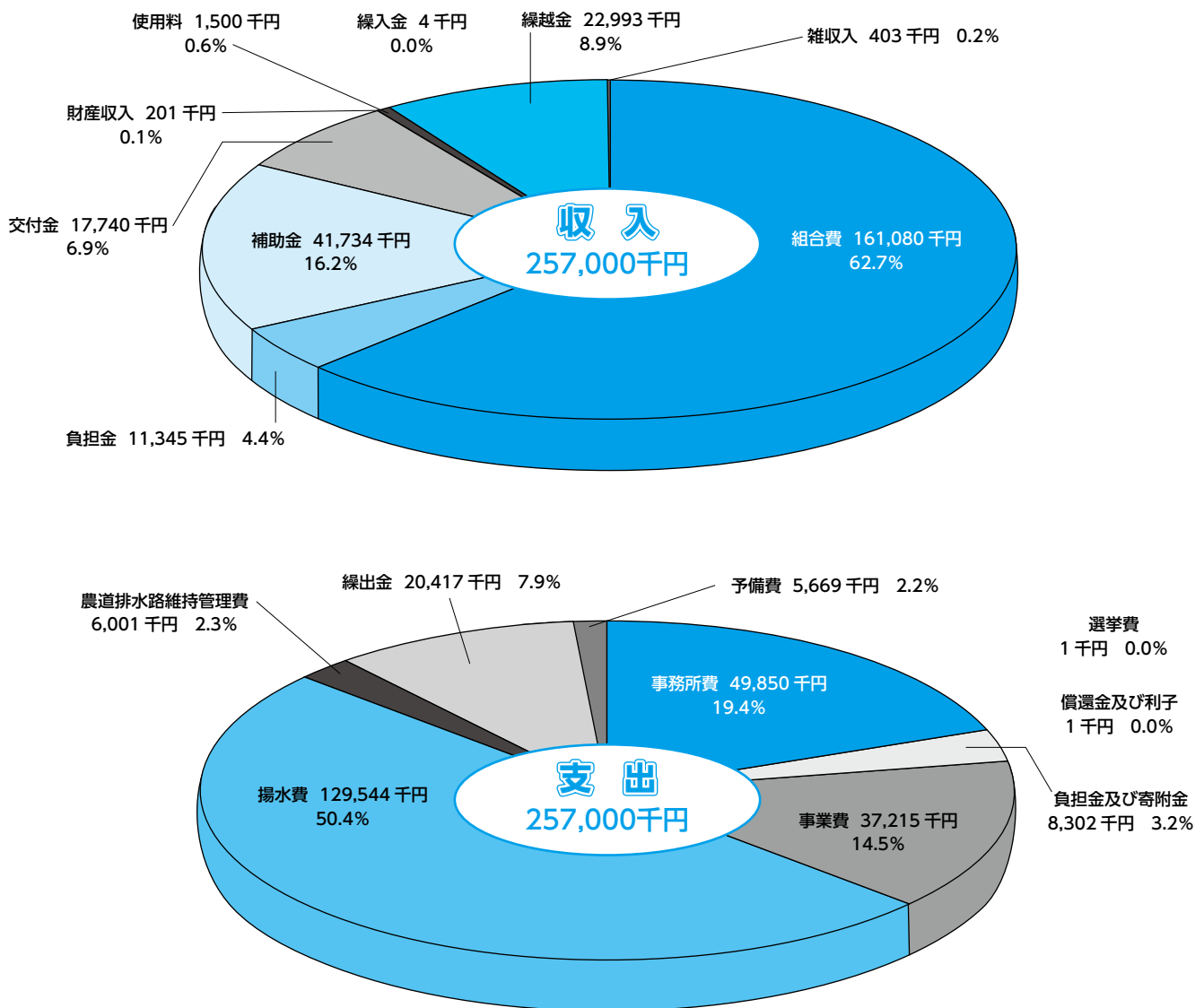
工事中は、周辺農地の方々にご迷惑をおかけすることがあります。
ご協力下さいますようお願い申し上げます。



令和7年度 一般会計収支予算の概要

収入合計 257,000千円

支出合計 257,000千円



令和7年度 特別会計予算の概要

会 計 名	収 入	支 出	差 引 残 高
1. 職員退職給与基金積立金	43,530 千円	43,530 千円	0
2. 農 地 転 用 決 済 金	383,000 千円	383,000 千円	0
3. 基幹施設維持管理費積立金	524,000 千円	524,000 千円	0
4. 基 本 財 産 積 立 金	47,100 千円	47,100 千円	0
5. ほ場整備維持管理費積立金	41,260 千円	41,260 千円	0

令和7年度 組合費の賦課基準と納期について

(10アール当り)

第 1 期 (4月末日)	経常賦課金 事務所費割 (事務所経費、末端用水管修理費等) 100% ・ほ場整備事業 1,000 円 ・かんがい排水事業 1,500 円 ・畑地帯開発整備事業 2,500 円
第 2 期 (6月末日)	経常賦課金 揚水費割 (送水にかかる経費、電気代等) ・かんがい排水事業 3,700 円 50% (琵琶湖逆水)
第 3 期 (9月末日)	特別賦課金 事業費割 (工事代並びに拠出金等) 100% ・ほ場整備事業 服 部 180 円 新 庄 180 円 今 浜 180 円 立 田 750 円 幸津川 180 円 水 保 180 円 小 浜 180 円 須 原 180 円 堤 180 円 下 堤 180 円 吉 川 180 円 喜合・菅蒲 180 円 比 江 680 円 乙 窪 180 円 小比江 180 円 北比江 180 円 西河原 180 円 吉 地 180 円 井 口 180 円 六 条 180 円 野 田 180 円 五 条 180 円 安 治 180 円 比留田 180 円 木 部 180 円 八 夫 180 円 虫 生 180 円 五之里 1,350 円 入 町 4,100 円 富波甲 1,350 円 富波乙 1,350 円 南 櫻 230 円 ・かんがい排水事業 600 円※ ・畑地帯開発整備事業 960 円
第 4 期 (11月末日)	経常賦課金 揚水費割 ・かんがい排水事業 3,700 円 50% (琵琶湖逆水) ・畑地帯開発整備事業 〈湖岸左岸〉 (幸津川、小浜) 2,780 円 〈湖岸右岸〉 (小浜) 3,390 円 〈北流吉川〉 (吉川) 4,690 円 〈北流小浜〉 (小浜) 4,320 円 〈北流幸津川〉 (服部、幸津川) 2,810 円 〈北流川田〉 (新庄、川田町川田、川田町喜多、川田町田中) 3,600 円 〈南流新庄〉 (新庄、立田、洲本、今浜、荒見、小島) 4,860 円 〈南流立田〉 (笠原、川辺、中) 4,860 円
第 5 期 (3月末日)	経常賦課金 揚水費割 ・畑地帯開発整備事業 精算 特別賦課金 事業費割 ・ほ場整備事業 精算 ・かんがい排水事業 600 円※

※かんがい排水事業 特別賦課金について

令和6年度から送水管の更新事業として1,200 円／10aを固定で9月に50%の600 円／10a、3月に50%の600 円／10aでお願いしています。

賦課金の納期限内完納にご協力をお願いします。

- ・口座振替による納付もできます。

希望される場合は、次の金融機関または当土地改良区で手続きをお願いします。

口座変更・解約をされた時も再度手続きが必要となりますのでご注意ください。

また、納期限前に必ず残高確認をお願いします。

○ レーク滋賀農業協同組合 ○ 滋賀銀行 ○ 滋賀中央信用金庫

※口座振替の領収書の発行をしておりませんのでよろしくお願いいたします。

- ・賦課金納付の滞納は、完納者に迷惑をかけることになります。

期限内に納付されない方には督促状の送付、電話によるお願いや訪問を行っています。

土地改良区の理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受けて滞納処分をすることができます。

賦課金に対するお問い合わせ・ご相談は、庶務会計課 TEL 077-589-8222 までお願いします。

准組合員制度の導入について

1. 経緯

昭和45年から始まったほ場整備事業による換地処分後、自己所有農地は自作されることが主流となっていたため、組合員＝所有者として管理してきました。

2. 導入について

最近は権利設定により耕作者へ貸付されている農地が増えてきており、土地改良法上の「組合員」の要件に適さなくなってきました。そのため、当土地改良区では、平成30年度土地改良法改正により創設された「准組合員制度」を導入し、農地一筆ごとに組合員（耕作者）、准組合員（所有者）を設定し、管理していきたいと考えております。

○准組合員制度について

- ・組合員 … 農地を耕作する方
- ・准組合員 … 農地を所有し、誰かに耕作を依頼されている方（耕作する田畑が1筆もない方）

3. 組合員と准組合員の違い

組合員 … 総代会の議決権、役員及び総代の選挙権を有する。賦課金・夫役等の履行義務を負う。
准組合員 … 議決権・選挙権は有しないが、総代会に出席し意見を述べる事が可能。組合員との間で賦課金等を分担している場合、当該賦課金等に対する履行義務を負うことになる。

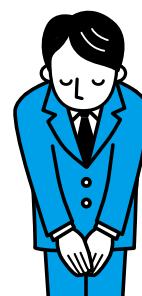
4. 今後の土地改良区費の負担区分

現在と変わらず、賦課金を所有者並びに耕作者の方々に分担してお願いします。

5. 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 令和7年8月～ | 各組合員へ書類配付ならびに各筆確認作業
※土地原簿を同封しますので筆ごとに自作地または貸付地の確認をお願いします。 |
| 令和8年3月 | 通常総代会にて定款変更議案提出 |
| 令和9年度～ | 准組合員制度導入した賦課金制度開始 |

所有者の方々や我々の食を守っていただいている耕作者の方々、それぞれ皆様のご協力、ご理解を得ながら土地改良区の運営に努めてまいりますので、今後ともよろしく申し上げます。



このような場合には届出をお願いいたします

～農地転用について～

農地を農地以外に転用する場合や地目変更する場合は、地区除外申請が必要となり、農地転用決済金の納付によって土地台帳から削除されます。公共事業用地(道路・河川・公園等)として譲渡・寄附される場合も同様です。必ず届出を出してください。届出がないと、そのまま賦課されることになります。

国の補助を受けて実施する事業の受益地の転用は、制限される場合がありますのでご協力をお願いします。

令和7年度 地区除外決済金

決 済 金	ほ 場 整 備 事 業		
	ほ 場 整 備 単 独 区 域	10a当り	(田) 42,700 円 + α
			(畑) 42,700 円 + α
	か ん が い 排 水 区 域	10a当り	(田) 142,700 円 + α
	か ん が い 排 水 事 業	10a当り	153,900 円 + α
	畑 地 帯 開 発 整 備 事 業	10a当り	163,800 円 + α

※+ α は、未収賦課金、特別徴収金(補助金返還)があった場合。

～組合員の変更について～

農地の売買・贈与・貸し借り・交換をした場合、組合員の死亡等により農地を相続した場合、農業者年金受給のため経営移譲した場合、住所を変更した場合、組合員資格得喪通知書で届出をお願いします。届出がないとそのまま賦課されることになります。

注1) 農業委員会・法務局等公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届け出がなければ賦課台帳は変わりませんのでご注意願います。

注2) 農地の移動の際、その土地に未納賦課金等があった場合、新しく土地を取得、または借受けした方に権利・義務が継承されますので、手続きの際は未納賦課金の有無を事前に確認されますようお願いします。

※最終ページの様式をコピーしてご利用ください

～土地改良施設の利用について～

土地改良区管理施設において、下記に該当する場合は届出が必要となります。

1. 宅地排水等の放流管を設置したいとき
2. 土地改良区管理施設(用水路・排水路等)を出入り口に利用されたいとき
3. 構造物等(ゴミ収集カゴ等)を土地改良区管理施設に設置されたいとき

※各種届出は、当土地改良区に届出用紙がありますので必ずご提出下さい。
ホームページからもダウンロードできます。

お知らせ



土地改良事業功労者として受賞されました。

[令和6年7月9日]滋賀県土地改良事業団体連合会 湖南支部 第67回協議会において

支部長表彰 総代 **勝見稔明**

嘱託職員 **中島麻子**

(敬称略)

職員の募集について

令和8年4月1日採用予定で新規募集を8月1日より始めます。

詳しくはホームページよりご確認ください。

- 総合職 1名
- 会計経理・賦課金の徴収等の事務
 - 揚水機場の運転管理業務及び施設の維持管理に伴う軽微な工事設計業務

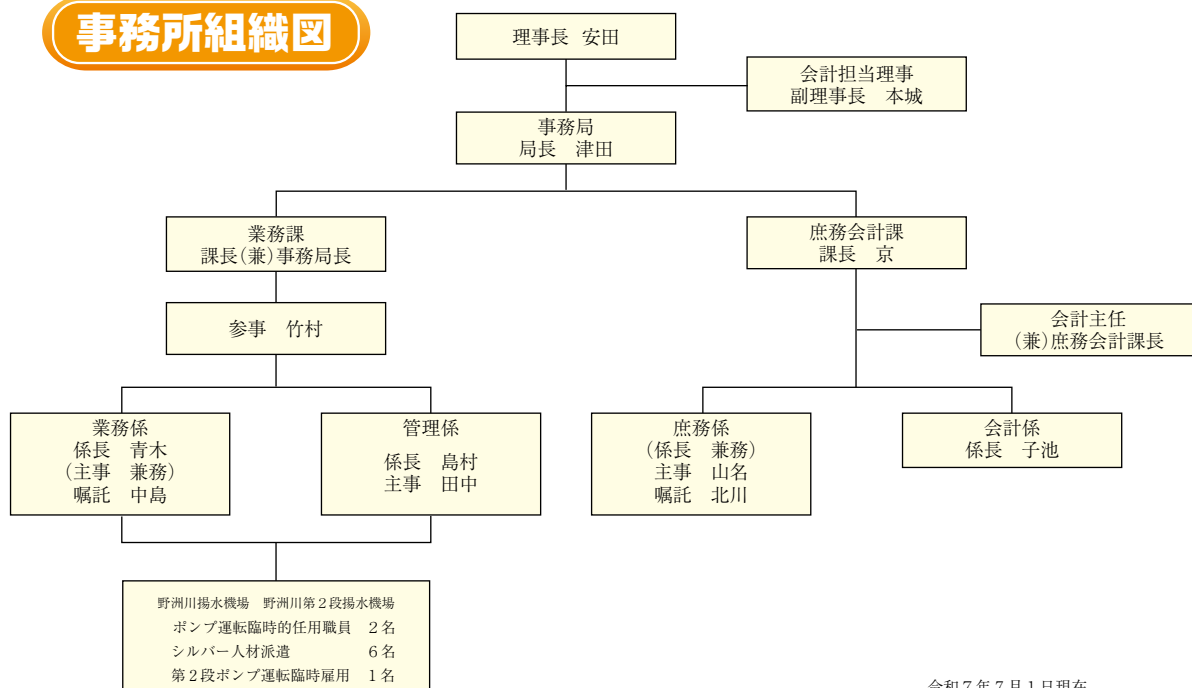
受付期間 令和7年8月1日(金)～令和7年9月12日(金)

1次試験 令和7年9月28日(日) 午前10時から

2次試験 令和7年10月23日(木) 午前10時から

試験会場 野洲川下流土地改良区事務所(野洲市西河原)

事務所組織図



令和7年7月1日現在

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所

フリガナ

(組合員) 氏名

㊞

T S H 年 月 日生

(Tel - -)

新資格者 住所

フリガナ

(組合員) 氏名

㊞

T S H 年 月 日生 性別 男・女

(Tel - -)

野洲川下流土地改良区 理事長 安田 健一 様

記

1. 資格得喪の対象たる土地 (欄が足りない場合は、別紙にて作成のこと)

市	(町)	字	地番	地目	用途	地積 m ²	備考

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原 因 (死亡、売買、経営移譲等)

(2) 時 期 平成・令和 年 月 日 (実際に権利移動があった日)

(組合費納付変更時期 令和 年度第 期より)

注 ・得喪理由が死亡の場合は、現資格者の押印は不要です。